

第4章 総 会

(種 類)

第20条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第21条 総会は、正会員・賛助会員をもって構成する。

(権 能)

第22条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開 催)

第23条

1. 定期総会は、毎年1回5月末日迄に開催することを常例とし、会長が招集する。
2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に会長が招集する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条・第4項・第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第24条

1. 総会の招集は、少なくともその会日の10日前までに、その会議の目的たる事項及び内容並びに日時・場所を記載した書面により、会員に通知するものとする。
2. 前条第2項第2号・第3号に掲げる場合には、会長は20日以内に総会を招集しなければならない。

(議 長)

第25条 総会の議長は、出席正会員の中から選任する。

(議決事項)

第26条 総会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告、収支予算及び財産目録の承認
- (3) 会費の額及び徴収方法
- (4) その他、理事会において必要と認められた事項

(議決権)

第27条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(議決方法等)

第28条

1. 総会は、委任状を含めて正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
2. 総会においては、第24条・第1項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りではない。

3. 総会の議決は、この定款に別に定めがあるもののほか、出席した正会員の2分の1以上の同意で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面又は代理人による議決)

- 第29条
1. 正会員は、やむを得ない理由により総会に出席できない場合、あらかじめ通知された事項につき、書面または代理人により議決権を行使することができる。
 2. 前条の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。
 3. 第1項の規定により議決を行使するものは、出席者とみなす。

(議事録)

- 第30条
1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員数
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果の要旨
 2. 前項の議事録には、議長及び総会出席正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。